富良野市新庁舎建設検討委員会部会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、富良野市新庁舎建設検討委員会設置条例(平成30年条例第22号)第7条の規定に基づき、富良野市新庁舎建設基本計画(以下「基本計画」という。)策定にあたり、富良野市庁舎建設基本構想(以下「基本構想」という。)に掲げる基本方針及び方向性を基に、広く市民の意見を反映するため、富良野市新庁舎建設検討委員会部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 部会は、次に掲げる基本構想の基本方針を実現するために、新庁舎に備える機能について検討し、意見集約した結果を委員長に報告するものとする。
 - (1) 防災拠点機能を発揮できる災害に強い庁舎
 - (2) 市民が利用しやすい庁舎
 - (3) 人や環境にやさしい庁舎
 - (4)機能性・効率性・経済性を重視した庁舎
- (5) 市民が気軽に訪れて親しみやすい庁舎 (部会)
- 第3条 部会は、次に掲げる区分とする。
- (1) 防災・セキュリティ部会 防災拠点機能、セキュリティ機能
- (2) 窓口・行政事務部会 窓口機能、行政事務機能
- (3) 市民活動支援部会 市民活動支援機能(文化会館機能を含む)
- (4) 建物構造部会 バリアフリー・ユニバーサルデザイン機能、省エネ・省資源機能、維持・管理機能
- 2 部会の構成員は、次に掲げる40人以内をもって組織する。
- (1) 市民ワークショップ 公募による市民
- (2) 職員ワーキンググループ 各部長が推薦する市職員及び公募による市職員
- (3) その他 委員長が必要と認める者
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 部会長は第7条各号に定める庶務を担当する課の課長とし、副部会長は第2項第2号の 構成員の互選により決定する。

(会議)

- 第4条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、各部会の構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。
- 4 市民ワークショップの会議は、職員ワーキンググループとの合同開催とする。 (学生ワークショップ)
- **第5条** 委員長は、部会の議論に資するために、将来のまちづくりを担う市内に居住する中学生及び高校生を対象とした学生ワークショップを組織することができる。 (守秘義務)
- **第6条** 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

- **第7条** 部会の庶務は次に掲げるとおりとし、その他総括的な処理を総務部財政課で処理する。
 - (1) 第3条第1項第1号については、総務部総務課とする。
- (2) 第3条第1項第2号については、市民生活部市民課とする。
- (3) 第3条第1項第3号については、市民生活部市民協働課とする。
- (4) 第3条第1項第4号については、建設水道部都市建築課とする。 (委任)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。 附 則
 - この要綱は、平成30年7月19日から施行する。